ア　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事（全ての居室の外気に接する全ての窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表１－１に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）

イ　全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事（全ての居室の外気に接する全ての窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表１－２に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）

ウ　天井等の断熱性を高める工事（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第１項(1)に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表２に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表３に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）

エ　壁の断熱性を高める工事（外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表２に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表３に掲げる基準値以上となるもの（鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあっては、断熱材の抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下同じ。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下「一般部」という。以下同じ。）の断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）を貫通する金属製下地部材（以下「金属部材」という。）の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、別表４に掲げる基準値以上となるもの）をいう。以下同じ。）

オ　床等の断熱性を高める工事（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表２に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表３に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）

二　次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う前号ウからオまでに定める工事（地域区分が８地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う前号ウからオまでに定める工事）（住宅の断熱等性能等級（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表２－１の(ハ)項に掲げる「５－１断熱等性能等級」をいう。以下同じ。）を一段階相当以上向上させ、改修工事後の住宅の断熱等性能等級が等級４又は一次エネルギー消費量等級（同項に掲げる「５－２一次エネルギー消費量等級」をいう。）が等級４以上かつ断熱等性能等級が等級３となる場合に限る。）

ア　窓の断熱性を高める工事（居室の外気に接する窓の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表１－１に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるもののうち、前号アに定める工事を除いたものをいう。）

イ　窓の日射遮蔽性を高める工事（居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表１－２に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるもののうち、前号イに定める工事を除いたものをいう。）

別表２中「土間床等の外周」を「土間床等の外周部分の基礎」に、「

0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	

」を「

0.52	0.62	0.98	0.98	0.98	

」に、「

0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	

」を「

1.38	1.60	2.36	2.36	2.36	

」に、「

0.37	0.37	0.53	0.53	0.53	

」を「

0.27	

」に、「

0.27	0.52	0.52	0.52	

」に、「

0.53	0.53	0.76	0.76	0.76	

」を「

0.71	0.71

」に、「

1.38	1.38	1.38	

」に改め、同表の１を次のように改める。

１　「熱貫流率」とは、内外の温度差１度の場合において１平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。

同表の３の次に次を加える。

４　土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表３中「土間床等の外周部」を「土間床等の外周部分の基礎」に改め、同表の５中「鉄筋コンクリート造」の次に「等」を加え、同表の７中「土間床等の外周」を「土間床等の外周部分の基礎」に改める。

附　則

１　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

２　個人が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした家屋（当該一般断熱改修工事等をした部分に限る。）を平成二十九年四月一日前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百九十号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の施行に伴い、平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第二十六条の二十八の五第十七項」を「第二十六条の二十八の五第二十一項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。